

岐阜県献血推進協議会会則

(目 的)

第 1 条 この協議会は、献血や血液製剤に関する県民の理解と献血への協力を求め、献血事業の適正な運営を確保するために必要な事業を行うことを目的とする。

(名 称)

第 2 条 この協議会は岐阜県献血推進協議会(以下「協議会」という。)という。

(事 業)

第 3 条 この協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 献血の普及啓発に関すること。
- (2) 献血組織の育成に関すること。
- (3) 岐阜県献血推進計画に関すること。
- (4) 血液製剤の正しい知識の普及に関すること。
- (5) その他本協議会の目的を達成するために必要な事項。

(組 織)

第 4 条 この協議会は、別表に掲げる団体の代表により組織する。

(役 員)

第 5 条 この協議会に次の役員を置く。

会 長 1 名

副会長 1 名

(役員を選出)

第 6 条 会長、副会長は会員の中から互選により選出する。

(役員の仕事)

第 7 条 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、この職務を代行する。

(役員の仕事)

第 8 条 役員の仕事は、2年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、前任者がその職務をおこなうものとする。

(会 議)

第 9 条 協議会の会議は、岐阜県健康福祉部長が招集し開催する。

(部 会)

第 10 条 協議会の円滑な運営を図るため部会を置くことができる。

(事 務 局)

第 11 条 この協議会は事務局を岐阜県健康福祉部薬務水道課内に置く。

(その他)

第 12 条 協議会の会議の開催にあたって、必要に応じて会員以外の者を出席させて意見を聞くことができる。

附 則

- 1 この会則は、昭和39年12月12日からその効力を有する。
- 2 一部改正 昭和62年2月26日
- 3 一部改正 平成11年4月1日
- 4 一部改正 平成13年4月1日
- 5 一部改正 平成14年12月6日
- 6 一部改正 平成17年3月4日
- 7 一部改正 平成18年4月1日
- 8 一部改正 平成20年4月1日
- 9 一部改正 平成25年4月1日
- 10 一部改正 令和 4年4月1日

別表

団 体 名
一般社団法人岐阜県医師会
一般社団法人岐阜県薬剤師会
岐阜県市長会
岐阜県町村会
一般財団法人岐阜県地域女性団体協議会
岐阜県高等学校長協会
岐阜県高等学校PTA連合会
一般社団法人岐阜県病院協会
岐阜新聞社
国立大学法人岐阜大学医学部附属病院
一般社団法人岐阜県経営者協会
日本労働組合総連合会岐阜県連合会
ライオンズクラブ国際協会334-B地区
岐阜市赤十字奉仕団
大垣市赤十字奉仕団
可児市赤十字奉仕団